25～38　（略）

39　次に掲げる自動車（小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び三輪自動車に限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第十七条の二第三項並びに細目告示第二十一条第三項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十一年七月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

40～44　（略）

45　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第５改訂版」又は「協定規則第100号第４改訂版補足第２改訂版」と読み替えることができる。また、細目告示第百七十七条第五項第十三号及び第十五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第百七十七条第五項第十三号の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和九年九月一日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～39　（略）

40　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定中「協定規則第127号」とあるのは「協定規則第127号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

25～38　（略）

39　次に掲げる自動車（小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び三輪自動車に限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第十七条の二第三項並びに細目告示第二十一条第三項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十一年七月一日から令和十三年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十三年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

40～44　（略）

（新設）

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～39　（略）

40　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定中「協定規則第127号」とあるのは「協定規則第127号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）